(介護予防)福祉用具貸与サービスの利用に関する理由書(新規・継続)

年 月 日 毛呂山町長 あて 被保険者番号 氏 名 被 保険 要介護度 □要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 有効期間 □申請中(申請日 有効期間 月 日) 居宅介護支援事業所 介護予防支援事業所 (委託先事業所) 事 事業所名 地域包括支援センター 担当者名 連絡先(平日日中に連絡のつく連絡先を記入) 対象品 口車いす及び車いす付属品 □特殊寝台及び特殊寝台付属品 口床ずれ防止用具及び体位変換器 口移動用リフト 口認知症老人徘徊感知器 □自動排泄処理装置 利用日(予定日) 理由書の提出時期:車いす(付属品含)及び移動用リフトの貸与において、該 口 ①「厚生労働大臣 本調査の確認結 が定める者(利用者等 当する調査結果がない場合に、貸与開始後に理由書の提出 告示第三十一号の 在 サービス担当者会議開催日 月 イ)」に該当する ○基本調査の結果に該当する場合は、理由書の提出は不要です □ ②「厚牛労働大臣 理由書の提出時期:貸与開始前に理由書の提出 が定める者」に該当し サービス担当者会議開催日 月 果 \Box **※** ○下記の医学的所見欄の記入も必要です 確認日 □主治医意見書 □診断書 医学的所見 医 師 名 確認方法 口主治医意見聴取 医療機関名) 口その他((基本調査の確認結果が②の場合) 主治医の 所 見 □ i)疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、**日によってまたは時間帯によっ** て、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者 例外的貸与 ロ ii) 疾病その他の原因により、状態が**急速に悪化**し、**短期間のうちに**利用者等告示第 三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者 基準の該当性 □ iii) 疾病その他の原因により、身体への**重大な危険性**又は、症状の重篤化の回避等医 学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者 ①ケアプラン(1表・2表)の写し ②サービス担当者会議(4表)の記録の写し ※添付書類: ②「厚生労働大臣が定める者」に該当しない場合 □ 上記の福祉用具貸与を給付対象と認めます。 □指摘事項なし 算定可能期間 確認印 □指摘事項あり:下記を確認してください。 □受付日から □サ担会から

□ 上記の福祉用具貸与を給付対象と認めません。

指摘事項

「厚生労働大臣が定める者」の状態像の表

「存工力働人民が定める日」の人法はの名			
対象外種目	厚生労働大臣が定める者 (利用者等告示第三十一号のイ)	該当する基本調査項目および基本調査の結果	
ア 車いす及び車いす付属品	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行)「3.できない」	
次のいずれかに該当する者	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必	*	
	要と認められる者		
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり)「3.できない」	
次のいずれかに該当する者	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り)「3.できない」	
ウ. 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り)「3.できない」	
工. 認知症老人徘徊感知機器	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解の	基本調査3-1 (意思の伝達)	
次のいずれにも該当する者	いずれかに支障がある者	「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以	
		外又は基本調査3-2~3-7のいずれか「2.	
		できない] 又は基本調査 3 – 8 ~ 4 – 1 5 のいず	
		れか「1. ない」以外	
		その他、主治医意見書において、認知症の症状が	
		ある旨が記載されている場合も含む。	
	(二) 移動において全介助を必要としない	基本調査2-2(移動)「4.全介助」以外	
オ. 移動用リフト	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8(立ち上がり)「3.できない」	
(つり具の部分を除く)	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1 (移乗)「3. 一部介助」又は「4.	
次のいずれかに該当		全介助」	
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	*	
力. 自動排泄処理装置	(一) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4.全介助」	
次のいずれにも該当する者	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4.全介助」	

※医学的所見は不要ですが、主治医から得た情報、福祉用具専門相談員等、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じて適切なマネジメントにより居宅支援事業者が判断してください。

医師の医学的な所見によって福祉用具貸与が必要となる事例

事例類型	福祉用具種目の例	疾患の事例	
i)	特殊寝台	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状の軽快・増悪を起こす現象(オン・オフ現	
	床ずれ防止用具	象)が頻繁に起き、日によって臥位からの起き上がりが困難になる。	
	体位変換器	重度の関節リハビリで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって臥位からの	
	移動リフト	起き上がりが困難になる。(または畳からポータブルトイレへの移乗が困難になる。)	
ii)	特殊寝台	末期がんで、認定調査時は何とか自立していたが、急激に状態が悪化し、短期間で寝返	
	床ずれ防止用具	りや起き上がりが困難な状態になると確実に見込まれる。	
	体位変換器		
	移動用リフト		
iii)	特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不	
		全の危険性を回避する必要がある。	
		重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作	
		の危険性を回避する必要がある。	
		重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こす	
		ことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。	
	床ずれ防止用具・	脊髄損傷による下半身麻痺により、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用に	
	体位変換器	より床ずれの危険性を回避する必要がある。	
	移動用リフト	人工関節の手術後であり、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する	
		必要がある。	

●単に「医師が福祉用具貸与が必要と言っている」、「疾患が合致している」だけでは適切に判断されているとは言えません。また特殊寝台の場合は、「起き上がり」、「寝返り」が日常的に困難であることが告示で定める状態像です。医師の所見が「布団では立ち上がりが困難」、「ふらつくので転倒の危険を予防する」のみでは告示に定める状態像とは言えません。したがって例示されている疾患でも、必ずしも例外給付の対象に該当するとは限りません。